



Title	目で見るWHO 第70号 巻末資料等
Author(s)	
Citation	目で見るWHO. 2019, 70, p. 32
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/86571">https://hdl.handle.net/11094/86571</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 国際保健イベントカレンダー

## 2019

### 10月 October

- 10 世界精神保健デー；自殺予防に焦点を当てて
- 19-20 G20 保健大臣会合 (H20) (岡山)
- 23-25 第78回日本公衆衛生学会総会  
於：高知市

### 11月 November

- 2-6 American Public Health Association Annual Meeting & EXPO 2019  
於：フィラデルフィア (アメリカ合衆国)
- 6 第6回関西グローバルヘルスの集い (大阪)
- 8-10 第60回日本熱帯医学会  
於：宜野湾市
- 12-18 世界抗菌薬啓発週間 (WAAW)
- 16-17 国際開発学会・人間の安全保障学会 2019 共催大会  
於：東京大学
- 17-20 APRU Global Health Conference 2019  
於：香港大学

### 12月 December

- 1 世界エイズデー テーマ「コミュニティが差をつける」
- 2-3 グローバルワクチン安全サミット (スイス・ジュネーブ)
- 7-8 第34回日本国際保健医療学会学術大会  
於：三重大学
- 9-12 SDGs 3.4(NCDs とメンタルヘルス)WHO グローバル会議 (オマーン)
- 12 UHC Day
- 14 第4回国際臨床医学会  
於：九州大学

## 2020

### 1月 January

- 8 第7回関西グローバルヘルスの集い (大阪)

### 2月 February

- 15 日本国際看護学会西日本研修会  
於：兵庫大学

### 3月 March

- 4 第8回関西グローバルヘルスの集い (大阪)
- 7 日本国際保健医療学会西日本地方会  
於：香川大学医学部

### 4月 April

- 7 世界保健デー

### 5月 May

- 13 第9回関西グローバルヘルスの集い (大阪)
- 17-21 WHO 世界保健総会 (スイス・ジュネーブ)

### 7月 July

- 1 第12回母子手帳国際会議 (12th International Conference on MCH handbook)
- 8-10  
於：オランダ・アムステルダム大学 <http://www.mchhandbook.com/>

### 9月 August

- 2 第11回関西グローバルヘルスの集い (大阪)

### 11月 November

- 1-3 グローバルヘルス合同学会 2020 (Joint Congress on Global Health 2020 in Osaka) (日本熱帯医学会、日本国際保健医療学会、日本渡航医学会、国際臨床医学会)  
於：大阪大学吹田キャンパス
- 4 第12回関西グローバルヘルスの集い (大阪)

## 健康と関連したSDGsの目標とターゲット

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals; SDGs）では人々の健康に関連して以下の目標とターゲットが設定されています。詳細はWHOのWorld Health Statistics 2019をご覧ください。（文言は簡略化しています。原文は <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf> を参照。）

貧困をなくす	<b>1.A</b> あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、さまざまな供給源からの相当量の <b>資源の動員</b> を確保する。（各国保健予算の確保を含む）
飢餓をゼロに	<b>2.2</b> 2030年までにあらゆる形態の <b>栄養不良を解消</b> し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズに対処する。
すべての人に健康と福祉を	<p><b>3.1</b> 2030年までに、世界の<b>妊産婦の死亡率</b>を出生10万人当たり70人未満に削減する。</p> <p><b>3.2</b> すべての国が<b>新生児死亡率</b>を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、<b>5歳未満死亡率</b>を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指す。</p> <p><b>3.3</b> 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を終息するとともに肝炎、水系感染症及びその他の<b>感染症</b>に対処する。</p> <p><b>3.4</b> 2030年までに、<b>非感染性疾患</b>による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p><b>3.5</b> <b>薬物乱用</b>やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。</p> <p><b>3.6</b> 2020年までに、世界の<b>道路交通事故</b>による死傷者を半減させる。</p> <p><b>3.7</b> 2030年までに、家族計画、情報・<b>教育性と生殖</b>に関する保健サービスをすべての人々が利用できる。</p> <p><b>3.8</b> すべての人々に質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。</p> <p><b>3.9</b> 2030年までに、<b>有害化学物質</b>、ならびに<b>大気、水質及び土壌</b>の汚染による死亡及び疾病を減らす。</p> <p><b>3.A</b> すべての国々において、<b>たばこの規制</b>に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。</p> <p><b>3.B</b> 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、<b>安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供</b>する。</p> <p><b>3.C</b> 開発途上国において保健財政及び<b>保健人材</b>の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。</p> <p><b>3.D</b> すべての国々で<b>健康危険因子</b>の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。</p>
ジェンダー平等	<b>5.2</b> 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間における <b>あらゆる形態の暴力を排除</b> する。
安全な水とトイレ	<p><b>6.1</b> 2030年までに、すべての人々の、<b>安全で安価な飲料水</b>の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。</p> <p><b>6.2</b> 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な<b>下水施設・衛生施設</b>へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。</p> <p><b>6.a</b> 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術などを対象とした<b>国際協力と能力構築支援</b>を拡大する。</p>
クリーンエネルギー	<b>7.1</b> 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的 <b>エネルギー</b> サービスへの普遍的アクセスを確保する。
まちづくり	<b>11.6</b> 2030年までに、大気質及びその他の廃棄物を含め、都市の一人当たりの <b>環境上の悪影響を軽減</b> する。
平和と公正	<b>16.1</b> あらゆる場所において、すべての形態の <b>暴力及び暴力</b> に関連する死亡率を大幅に減少させる。
パートナーシップ	<b>17.9</b> すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、開発途上国における効果的かつ的をしぼった <b>能力構築の実施</b> に対する国際的な支援を強化する。（ <b>死因統計</b> の強化を含む）

## 日本の「WHO協力センター」一覧表

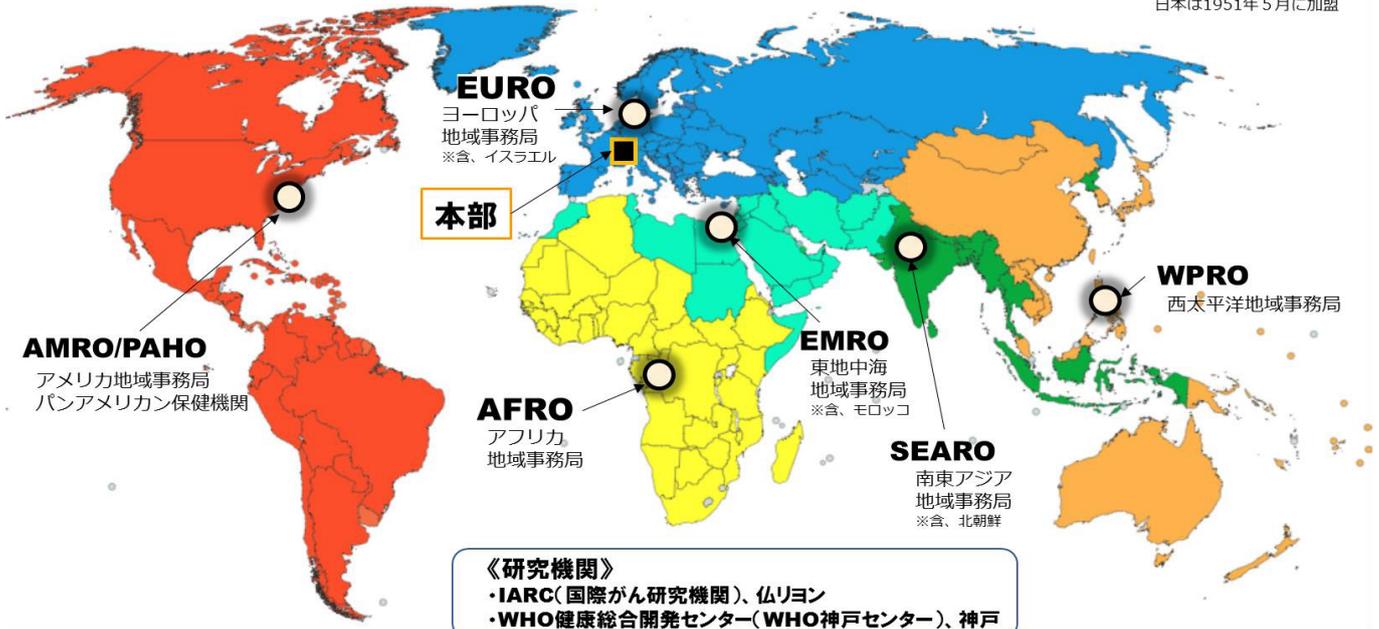
(2019年2月現在)

Reference	Institution name
JPN-28	国立感染症研究所（東京都新宿区）
JPN-32	（公財）放射線影響研究所（広島県広島市）
JPN-38	（公財）結核予防会結核研究所（東京都清瀬市）
JPN-45	国立国際医療研究センター（東京都新宿区）
JPN-46	北里大学（東京都港区）
JPN-49	国立水俣病総合研究センター（熊本県水俣市）
JPN-50	国立保健医療科学院（埼玉県和光市）
JPN-51	国立保健医療科学院（埼玉県和光市）
JPN-53	産業医科大学（福岡県北九州市）
JPN-54	富山大学（富山県富山市）
JPN-56	国立病院機構京都医療センター（京都府京都市）
JPN-57	国立病院機構久里浜医療センター（神奈川県横須賀市）
JPN-58	聖路加国際大学（東京都中央区）
JPN-61	大阪母子医療センター（大阪府和泉市）
JPN-64	国立感染症研究所（東京都武蔵村山市）
JPN-67	長崎大学（長崎県長崎市）
JPN-68	長崎大学医学部（長崎県長崎市）
JPN-70	国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）
JPN-73	東京医科歯科大学（東京都文京区）
JPN-75	新潟大学大学院医歯学総合研究科（新潟県新潟市）
JPN-76	労働安全衛生総合研究所（東京都清瀬市）
JPN-77	兵庫県立大学看護学部地域ケア開発研究所（兵庫県明石市）
JPN-78	日本大学（東京都千代田区）
JPN-79	量子科学技術研究開発機構（千葉県千葉市）
JPN-83	独協医科大学越谷病院（埼玉県越谷市）
JPN-85	厚生労働省（東京都千代田区）
JPN-87	北海道大学（北海道札幌市）
JPN-88	医薬基盤・健康・栄養研究所（東京都新宿区）
JPN-89	群馬大学（群馬県前橋市）
JPN-90	国立保健医療科学院（埼玉県和光市）
JPN-91	北海道大学（北海道札幌市）
JPN-92	国立精神・神経医療研究センター（東京都小平市）
JPN-93	国立感染症研究所（東京都新宿区）
JPN-94	国立国際医療研究センター（東京都新宿区）
JPN-95	金沢大学（石川県金沢市）
JPN-96	福島県立医科大学（福島県福島市）

# WHOの地域事務所と管轄エリア

(2018年4月現在194か国・地域と2準加盟地域)

日本は1951年5月に加盟



<span style="color: yellow;">■</span> African Region	<span style="color: green;">■</span> South-East Asia Region	<span style="color: cyan;">■</span> Eastern Mediterranean Region
<span style="color: red;">■</span> Region of the Americas	<span style="color: blue;">■</span> European Region	<span style="color: orange;">■</span> Western Pacific Region

<https://www.who.int/about/regions/en/> を基に日本WHO協会で作成

## 南北アメリカ地域

- アメリカ合衆国
- アルゼンチン
- アルバ
- アンティグア・バーブーダ
- イギリス領ヴァージン諸島
- ウルグアイ
- エクアドル
- アルサルバドル
- オランダ領アンティル
- カナダ
- ガイアナ
- キューバ
- キュラソー
- グアテマラ
- グアドループ
- グレナダ
- ケイマン諸島
- コスタリカ
- コロンビア
- シント・マーテルン
- ジャマイカ
- スリナム
- セントクリストファー・ネイビス
- セントビンセント・グレナディーン諸島
- セントルシア
- タークス・カイコス諸島
- チリ
- トリニダード・トバコ
- ドミニカ
- ドミニカ共和国
- ニカラグア
- ハイチ
- バハマ
- バミューダ
- バルバトス
- パナマ
- パラグアイ
- フランス領ギアナ
- ブラジル
- プエルトリコ
- ベネズエラ・ボリバル共和国
- ペルー
- ペルー
- ホンジュラス

- ボリビア
- マルティニーク
- メキシコ
- モントセラト

## ヨーロッパ地域

- アイスランド
- アイルランド
- アゼルバイジャン
- アルバニア
- アルメニア
- アンドラ
- イスラエル
- イタリア
- ウクライナ
- ウズベキスタン
- エストニア
- オーストリア
- オランダ
- カザフスタン
- キプロス
- キルギスタン
- ギリシャ
- グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国
- サンマリノ
- ジョージア
- スイス
- スウェーデン
- スペイン
- スロバキア
- スロベニア
- セルビア
- タジキスタン
- チェコ共和国
- デンマーク
- トルクメニスタン
- トルコ
- ドイツ
- ノルウェー
- ハンガリー
- フィンランド
- フランス
- ブルガリア
- ベラルーシ
- ベルギー

- ボスニア・ヘルツェゴビナ
- ポーランド
- ポルトガル
- マルタ
- モナコ
- モルドバ共和国
- モンテネグロ
- ラトビア
- リトアニア
- ルーマニア
- ルクセンブルグ
- ロシア連邦
- 北マケドニア

## アフリカ地域

- アルジェリア
- アンゴラ
- ウガンダ
- エスワティニー
- エチオピア
- エリトリア
- カーボベルデ
- カメルーン
- ガーナ
- ガボン
- ガンビア
- ギニア
- ギニアビサウ
- ケニア
- コートジボワール
- コモロ
- コンゴ
- コンゴ民主共和国
- サントメ・プリンシペ
- ザンビア
- シエラレオネ
- ジンバブエ
- セイシェル
- セネガル
- タンザニア共和国
- チャド
- トーゴ
- ナイジェリア
- ナミビア
- ニジェール
- ブルキナファソ
- ブルンジ

- ベナン
- ボツワナ
- マダガスカル
- マラウイ
- マリ
- モーリシャス
- モーリタニア
- モザンビーク
- リベリア
- ルアンダ
- レソト
- 赤道ギニア
- 中央アフリカ共和国
- 南アフリカ
- 南スーダン

## 東地中海地域

- アフガニスタン
- アラブ首長国連邦
- イエメン
- イラク
- イランイスラム共和国
- エジプト
- オマーン
- カタール
- クウェート
- サウジアラビア
- シリアアラブ共和国
- ジブチ
- スーダン
- ソマリア
- チュニジア
- バーレーン
- パキスタン
- パレスチナ占領地
- モロッコ
- ヨルダン
- リビア
- レバノン

## 東南アジア地域

- インド
- インドネシア
- スリランカ
- タイ
- ネパール

- バングラデシュ
- ブータン
- ミャンマー
- モルディブ
- 朝鮮民主主義人民共和国

## 西太平洋地域

- アメリカ領サモア(米)
- ウォリス・フツナ(仏)
- オーストラリア
- カンボジア
- キリバス
- クック諸島
- グアム(米)
- サモア
- シンガポール
- ソロモン諸島
- ツバル
- トケラウ(ニュージーランド)
- トンガ
- ナウル
- ニウエ
- ニューカレドニア(仏)
- ニュージーランド
- バヌアツ
- バプアニューギニア
- パラオ
- ピトケアン島(英)
- フィジー
- フィリピン
- フランス領ポリネシア
- ブルネイ・ダルサラーム
- ベトナム
- マーシャル諸島
- マカオSAR(中)
- マレーシア
- ミクロネシア連邦
- モンゴル
- ラオス人民共和国
- 香港特別行政区(中)
- 大韓民国
- 中華人民共和国
- 日本
- 北マリアナ諸島連邦(米)

# (公社)日本WHO協会の沿革

★は世界保健機関(WHO)の沿革

- ★1948 「WHO 憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足。
- 1965 WHO 憲章の精神普及を目的とする社団法人日本 WHO 協会の設立が認可された(本部京都)。  
WHO 講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1968 「目で見る WHO」発行開始
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を実施。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを実施。
- 1985 WHO 健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を実施。
- 1994 海外の WHO 関連研究者への研究費助成事業を実施。
- ★1996 WHO 健康開発総合研究センター(WHO 神戸センター)開設。
- 1998 京都にて WHO 創設 50 周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を実施。
- 2000 健康フォーラム 2000 をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を実施。
- 2006 事務局を京都より大阪市に移転。セミナー事業を開始。
- 2007 財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。
- 2009 「目で見る WHO」を復刊。パンデミックになったインフルエンザに対応し対策セミナーを実施。
- 2010 WHO 神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHO と日本」を実施。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。  
WHO インターンシップ支援助成を開始。
- 2012 公益社団法人に移行  
世界禁煙デーにあたって WHO 神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを実施。
- 2013 第 5 回アフリカ開発会議(TICAD)公式サイドイベントとしてフォーラムを実施。
- 2014 WHO 本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。
- 2019 グローバルヘルス研究会「関西グローバルヘルスの集い」開始

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ 1946 年 7 月 22 日、世界の 61 カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには、何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948 年 4 月 7 日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

## 歴代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長	中野種一郎(1965-73)	副会長	松下幸之助(1965-68)	羽田春免(1984-91)	中野 進(1998-06)
理事長	平沢 興(1974-75)	副理事長	野辺地慶三(1965-68)	佐野晴洋(1989-95)	高月 清(2002-06)
	奥田 東(1976-88)		尾村偉久(1965-68)	河野貞男(1989-95)	北村李賢(2002-04)
	澤田敏夫(1989-92)		木村 廉(1965-73)	村瀬敏郎(1992-95)	植松治雄(2004-06)
	西島安則(1993-06)		黒川武雄(1965-73)	加治有恒(1996-98)	下村 誠(2006-08)
	忌部 実(2006-07)		武見太郎(1965-81)	坪井栄孝(1996-03)	市橋 誠(2007)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	堀田 進(1996-04)	更家悠介(2008-12)
	關 淳一(2010-17)		清水三郎(1974-95)	奥村百代(1996-06)	更家悠介(2018-)
	中村 安秀(2018-)		花岡堅而(1982-83)	末舛恵一(1996-04)	生駒京子(2018-)

# WHO憲章

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全

な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

日本WHO協会理事 中村安秀

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶこととなります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

# WHO インターンシップ支援助成のご案内

- 趣 旨 WHO への人材貢献推進事業の一環として、WHO にインターンとして登用された個人に対し、インターン期間中の生活費等の負担を軽減するために助成を行うものです。
- 応募資格 WHO の本部、西太平洋地域事務所、健康開発総合研究センター等のインターンシップ制度によりインターンとして登用が決定した者
- 応募方法 WHO でのインターン採用決定内容と助成支援を必要とする理由（他の支援制度適用の状況等）を付して協会事務局へ申請してください。申請書必要記載事項は、下記当協会のホームページでご確認ください。  
[https://www.japan-who.or.jp/m\\_recruit/book5620.pdf](https://www.japan-who.or.jp/m_recruit/book5620.pdf)
- 助成対象者の義務 助成対象者には、インターン終了後、WHO での経験を協会機関誌「目で見ると WHO」に掲載する記事として報告して頂きます。助成金使途についての報告明示義務はありませんが、何らかの事情によりインターンを中止、中断した場合には直ちにその旨をご連絡頂き、個別事情により助成金をご返還頂く場合があります。

---

グローバルな視野から健康を考え、  
国の内外で人々の健康増進につながる諸活動と  
WHO 憲章精神の普及活動を展開しています。  
私たちの活動に賛同し、  
継続のご支援頂ける方の入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員：個人	50,000円
正会員：法人	100,000円
個人賛助会員	1口：5,000円
学生賛助会員	1口：2,000円
法人賛助会員	1口：10,000円

---

# 目で見ると WHO

2019 秋号 No.70  
2019年 10月 1日 発行  
定価 1000円 (税別)

発行者  
中村安秀

編集委員  
安田直史 (編集長) 小笠原理恵 尾崎史歩  
木村暁 佐伯壮一郎 白野倫徳 戸田登美子  
柳澤沙也子 山田絵里 吉川健太郎 渡部雄一

発行所  
公益社団法人 日本WHO協会  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F  
TEL・06-6944-1110 FAX・06-6944-1136  
URL・<https://www.japan-who.or.jp/>

印刷  
株式会社因州屋  
TEL・06-4308-1761



## 化学遺産に認定されました

日本化学会 認定化学遺産 第041号『日本における殺虫剤産業の発祥を示す資料』



### 金鳥の渦巻

世界初の  
渦巻き型蚊取り線香



### キンチョール

日本で初めての  
エアゾール殺虫剤



日本の殺虫剤産業は、弊社創業者の上山英一郎と除虫菊との出会いから始まり、有用な化学製品である世界初の蚊取り線香やエアゾール殺虫剤の製品化、ならびに除虫菊に含まれる有効成分・ピレトリン類に関わる化学的研究を礎として現在に至っております。

## 医療法人 黒川梅田診療所

院長 黒川 彰夫

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-3-1-300  
大阪駅前第1ビル 3F  
TEL 06-6341-5222 FAX 06-6341-5227

## 株式会社 プロアシスト

代表取締役社長 生駒 京子

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 4-33  
北浜ネクスピル 28F  
TEL 06-6947-7230 FAX 06-6947-7261

## 日本ポリグル株式会社

代表取締役 小田 節子

〒540-0013 大阪市中央区内本町 2-1-19  
TEL 06-6967-8777 FAX 06-6967-2888

## 新居合同税理士事務所

代表税理士 新居 誠一郎

〒546-0002 大阪市東住吉区杭全 1-15-18  
TEL 06-6714-8222 FAX 06-6714-8090

## 岩本法律事務所

弁護士 岩本 洋子  
弁護士 藤田 温香

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-1-19-901  
サンメゾン北浜ラヴィッサ 901  
TEL 06-6209-8103 FAX 06-6209-8106

〒192-0916 東京都八王子市みなみ野 3-1-8

## 医療法人社団 児心会 のま小児科

理事長 野間清司

TEL 042-632-7327  
FAX 042-632-7326

広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、また、当協会が広告内容について推奨するものではありません。



3 すべての人に健康と福祉を



6 安全な水とトイレを世界中に



8 働きがいも経済成長も

手の消毒100%

検索

tearai.jp/hospital



SARAYA

# 病院で手の消毒100%プロジェクト

100% HOSPITAL HAND HYGIENE PROJECT

東アフリカでの院内感染をなくすために。  
SARAYAは、アルコール手指消毒剤の普及を進めています。  
まず、ウガンダから。



東アフリカの  
エボラ出血熱など  
緊急対策を要する現場でも  
現地生産の  
アルコール手指消毒剤  
「AlsoftV」は  
活用されています。



SARAYA サラヤ株式会社

大阪市東住吉区湖里 2-2-8

☎ 0120-40-3636 <http://www.saraya.com/>

SARAYA Manufacturing (U) Ltd.

Address: Plot6C, Seventh Street, SMS Plaza, Industrial Area P.O. Box 23740, Kampala, Uganda

Office: +256(0)393-72-72-92 Web[Eng]: <http://www.saraya-east-africa.com>

Facebook: [www.facebook.com/sarayaeast-africa](http://www.facebook.com/sarayaeast-africa)



広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、また、当協会が広告内容について推奨するものではありません。

公益社団法人

# 日本WHO協会

WHO Association of Japan

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F  
TEL・06-6944-1110 FAX・06-6944-1136  
URL・<https://www.japan-who.or.jp/>

